

債券の空売り及び貸借取引取扱規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、店頭において行う債券の空売り及び商品有価証券勘定に係る債券の貸借取引（以下「債券貸借取引」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（法令、規則等の遵守）

第 2 条 当社は、債券の空売り及び債券貸借取引を行うに際しては、この規程によるほか、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の関係法令、証券業協会の規則及び取引慣行等を遵守して行うものとする。

（基本契約書等）

第 3 条 当社は、債券貸借取引を行うに際しては、あらかじめ取引相手方との間において別添の「債券貸借取引に関する基本契約書」（以下「基本契約書」という。）を取り交わし、整備及び保管するものとする。

2 当社は、債券貸借取引の約定が成立したときは、その都度、取引相手方との間において次の各号に掲げる事項を記載した別に定める個別取引契約書を取り交わし、これを整理、保管するものとする。

- ① 約定日
- ② 銘柄名（国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を明記するものとする。）
- ③ 貸借数量
- ④ 貸出者
- ⑤ 借入者
- ⑥ 貸借期間
- ⑦ 貸借料（国債の入札前取引については、入札日以後に遅滞なく当該貸借料を明記するものとする。）

3 第 1 項に規定する基本契約書を取り交わし、別添の「債券貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」を交換した場合には、前項の規定にかかわらず、個別取引契約書に代えて、前項各号に掲げる事項を記載した別に定める個別取引明細書を作成し、当該取引相手方に交付する。

4 前 2 項にかかわらず、取引相手方が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者

を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)である場合又は金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う協会員との間で、同法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約を締結している場合には、個別取引契約書の締結又は個別取引明細書の交付を省略することができるものとする。この場合、書面又は情報通信を利用する方法により取引相手方とあらかじめ個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しないことを合意するものとする。

- 5 前項に基づき、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を省略する場合には、債券貸借取引の約定が成立したとき、速やかに取引相手方との間で第2項に掲げる事項を取引相手方との間で合意する方法により確認するものとする。また、取引相手方から債券貸借取引の内容に関する照会があったときは、文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により速やかに回答するものとする。

(貸借取引対象債券の範囲)

第4条 当社が債券の空売り及び債券貸借取引において取り扱う債券は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 国債証券(金商法第2条第1項第1号に掲げる国債証券をいう。以下同じ。)
- ② 地方債証券(金商法第2条第1項第2号に掲げる地方債証券をいう。以下同じ。)
- ③ 特別の法律により法人の発行する債券(金商法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)
- ④ 特定社債券(金商法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。以下同じ。)
- ⑤ 社債券(金商法第2条第1項第5号に掲げる社債券をいう。ただし、新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)
- ⑥ 投資法人債券(金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。以下同じ。)
- ⑦ 外国又は外国の者の発行する債券で前各号の性質を有するもの

(取引担保金)

第5条 当社が貸出者となる場合の取引担保金の取扱いは次のとおりとする。

- ① 当社は、原則として、借入者から取引実行日までに取引担保金を受け入れるものとする。取引担保金の額は、貸借対象債券の時価を基準に、借入者との合意のもとに決定するものとする。
- ② 借入者から現金で受け入れた取引担保金については付利することができるものとする。
- ③ 相場の変動等により計算上の担保不足が生じた場合には、貸借対象債券の価格

変動リスクを保全するため、取引担保金を追加的に差し入れさせる等必要な措置を講ずるものとする。

(取引担保金の代用)

第 6 条 取引担保金は、次の各号に掲げる有価証券等（以下「代用有価証券等」という。）のうちから当社の定めるものをもって代用できるものとし、その代用価格は、第 1 号から第 14 号まではその時価相当額、第 15 号から第 20 号まではその元本額にそれぞれに掲げる率を乗じた額を上回らないものとする。

ただし、借入者が上場会社又はこれに準ずる法人であつて、経済的、社会的に信用のある取引相手方である場合には、有価証券等の種類は当事者間の合意によることができるものとし、代用価格は、第 1 号から第 14 号までは受け入れる有価証券等の時価を、第 15 号から第 20 号まではその元本額をそれぞれ上限とする合理的な額とすることができる。

- ① 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資証券（外国投資法人の発行する投資証券に類するものをいう。）、外国株預託証券（金商法第 2 条第 1 項第 20 号に掲げる証券又は証書のうち、外国の者が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。） 100 分の 65
- ② 国債証券 100 分の 90
- ③ 地方債証券（その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業（金商法第 28 条第 8 項に定める有価証券関連業をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。） 100 分の 80
- ④ 特別の法律により法人の発行する債券
 - (1) 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの 100 分の 85
 - (2) その他のもの 100 分の 80
- ⑤ 特定社債券 100 分の 80
- ⑥ 国内の取引所金融商品市場に上場されている社債券又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する社債券（外国の者の発行するものを除き、かつ、その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。）
 - (1) 新株予約権付社債券を除く社債券 100 分の 80
 - (2) 新株予約権付社債券 100 分の 75
- ⑦ 投資法人債券（国内の取引所金融商品市場に上場されている投資法人債券又は国内の取引所金融商品市場にその投資証券が上場されている会社が発行する投資法人債券（その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結

【社内規程モデル】

- されたものに限る。)) 100分の80
- ⑧ 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国国債証券 100分の80
- ⑨ 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国地方債証券 100分の80
- ⑩ 国際復興開発銀行円貨債券 100分の85
- ⑪ アジア開発銀行円貨債券 100分の85
- ⑫ 前4号に掲げる債券の発行者を除く外国の者の発行する債券で、かつ国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨債券 100分の80
- ⑬ 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）及び投資証券（国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）
- （1）公社債投資信託の受益証券 100分の80
- （2）その他のもの 100分の65
- ⑭ 米国財務省証券 100分の85
- ⑮ 譲渡性預金（外国において発行されたものを除く。） 100分の80
- ⑯ 国内CP（金商法第2条第1項第15号に掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。） 100分の80
- ⑰ 貸付信託の受益証券（発行の日から1年以上経過したものに限る。） 100分の80
- ⑱ 合同指定金銭信託の受益権 100分の80
- ⑲ 定期預金契約、譲渡性預金契約及び通知預金契約に基づく債権 100分の80
- ⑳ 銀行による支払保証契約 100分の80
- 2 貸借対象債券の表示されている通貨と取引相手方から受け入れる取引担保金の代用の通貨（取引担保金の代用として有価証券等を受け入れる場合には、当該有価証券等に表示されている通貨）が異なる場合の当該通貨又は有価証券等の取引担保金への代用価格は、同一通貨のときの取引担保金への代用価格に100分の95を乗じた額を超えない額とする。
- ただし、借入者が上場会社又はこれに準ずる法人であつて、経済的、社会的に信用のある取引相手方である場合には、受け入れる通貨又は代用価格は、時価を基準とした合理的な額とすることができる。
- 3 第1項による代用有価証券等の受け入れは、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等の整備、保管を行うものとする。

(貸借残高等の照合)

- 第 7 条 当社は、債券貸借取引を行った場合には、取引相手方（特定投資家を除く。次項において同じ。）との間において 3 か月に 1 回以上の割合において貸借対象債券、担保金等の残高について残高照合を行うものとする。
- 2 当社は、前項の残高照合を行う場合において、貸借対象債券、担保金等の残高がない取引相手方との間において直前に行った残高照合以後その残高があったものについては、当該取引相手方との間において、現在その残高がない旨の残高照合を行うものとする。

(債券貸借取引の管理)

- 第 8 条 当社は、債券貸借取引を行うに際しては、取引相手方の資産状況に照らして、当該取引が過度になることのないように留意するものとする。

付 則

この規程は、 年 月 日から施行する。